

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和5年2月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

- 匿名様（高栄東町） 7,822円
- 北見ことぶき大学38の会卓球同好会様（美山町西） 5,000円
- （公社）北見地方法人会女性部会様（北3条東） 30,000円

<故人が生前お世話になったため>

- 田中 哲夫様（端野町） 20,000円
- 丸本 有香様（端野町） 10,000円
- 中谷 幸一様（端野町） 50,000円
- 野中 貞子様（留辺蘂町） 30,000円
- 樋口 博光様（留辺蘂町） 10,000円
- 大島 尚子様（留辺蘂町） 10,000円
- 丸本 玲子様（端野町） 30,000円
- *阿部 幸子様（端野町）
- 佐々木 洋子様（留辺蘂町） 20,000円
- 北向 弘子様（留辺蘂町） 20,000円
- 松本 照也様（留辺蘂町） 30,000円

<カレンダーリサイクル市の益金の一部を福祉推進のために>

- カレンダーリサイクル市実行委員会様（寿町） 30,000円